

平成30年6月29日

平成30年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立病院機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成30年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立病院機構における平成29年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は8,304件、契約金額は3,037億円である。また、競争性のある契約は5,894件(71.0%)、2,415億円(79.5%)、競争性のない随意契約は2,410件(29.0%)、622億円(20.5%)となっている。

平成28年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに増加している(件数は1.3%の増加、金額は3.5%の増加)。

主な理由として、製造者以外の業者に保守・修理を委託することが困難な医療機器保守委託契約の増加によるものである。

表1 平成29年度の国立病院機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成28年度		平成29年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(72.3 %) 6,671	(83.0 %) 2,978	(71.0 %) 5,894	(79.5 %) 2,415	(△ 11.6 %) △ 777	(△ 18.9 %) △ 564
企画競争・公募	(- %) 0	(- %) 0	(- %) 0	(- %) 0	(- %) 0	(- %) 0
競争性のある契約(小計)	(72.3 %) 6,671	(83.0 %) 2,978	(71.0 %) 5,894	(79.5 %) 2,415	(△ 11.6 %) △ 777	(△ 18.9 %) △ 564
競争性のない随意契約	(27.7 %) 2,550	(17.0 %) 609	(29.0 %) 2,410	(20.5 %) 622	(△ 5.5 %) △ 140	(2.1 %) 13
合計	(100 %) 9,221	(100 %) 3,587	(100 %) 8,304	(100 %) 3,037	(△ 9.9 %) △ 917	(△ 15.3 %) △ 550

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

(2) 国立病院機構における平成29年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになり、契約件数は537件(9.3%)、契約金額は450億円(18.9%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が、件数は減少、金額は増加している(件数は0.2%の減少、金額は2.8%の増加)。

主な理由として、件数については医療用器械備品の購入契約の減少、また、金額については保育所運営委託契約の増加によるものである。

表2 平成29年度の国立病院機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成28年度	平成29年度	比較増△減
2者以上	件数	5,893 (90.5%)	5,251 (90.7%)	△ 642 (△10.9%)
	金額	2,466 (83.9%)	1,934 (81.1%)	△ 532 (△21.6%)
1者以下	件数	621 (9.5%)	537 (9.3%)	△ 84 (△13.5%)
	金額	474 (16.1%)	450 (18.9%)	△ 24 (△5.1%)
合計	件数	6,514 (100%)	5,788 (100%)	△ 726 (△11.1%)
	金額	2,940 (100%)	2,384 (100%)	△ 555 (△18.9%)

(注1) 計数について、当表の「合計」欄と表1の「競争性のある契約」欄との差は、不落随意契約分である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【】は評価指標)

上記1の現状分析等を行った結果、競争性のない随意契約のうち、会計規程第52条第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」、「緊急の必要により競争に付することができない場合」及び「競争に付することが不利と認められる場合」以外の随意契約はなく、適正な調達が行われている。

今後も適正な調達を図るため、各病院における契約審査委員会及び本部における契約監視委員会における点検等を引き続き行う。

【平成30年度の競争性のない随意契約の件数のうち、会計規程第52条第4項に規定するもの以外の随意契約の件数を0件とする。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約基準額を超える随意契約を締結することとなる案件については、引き続き各病院等に設置された契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前点検を受け、さらに本部内に設置された契約監視委員会においても事前点検を受ける。

ただし、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する内部チェックマニュアル（自己評価チェックの実施要領）に基づき、引き続き各病院等において点検を行うとともに、内部監査において重点確認事項としてチェックを行う。また、マニュアルの内容について逸脱等がないか、適宜見直しを行う。

なお、契約の適正化を確保するため、監査等関係者会議や運営担当参事等連絡会議などの場において、引き続き周知徹底を図るとともに、各グループにおいては、引き続き各グループ管内の契約事務担当者を対象に定期的に研修を行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（資金管理・CIO 担当）を総括責任者とし、企画経営部指導課を中心に調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事（資金管理・CIO 担当）
副総括責任者	企画経営部長
メンバー	指導課長 業務指導係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、機構が定める基準（競争性のない随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立病院機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。